

設 計 書

単価年度 令和7年4月単価 (改定2)

場 所	福山市古野上町15番25号	
名 称	水道マッピングシステム入力業務委託	
金 額	設 計 金 額	円
設 計 概 要	水道マッピングシステム入力業務	1 式

内 訳 書

費目	工種	種別	細別/規格	単位	数量	単価	金額	摘要
情報更新業務費				式	1.0			第1号明細表
業務価格計								
消費税相当額				式	1.0			10%
業務委託料								

第1号明細表(1-1)

情報更新業務費

工種: 測量設計

費目	工種	種別	細別/規格	単位	数量	単価	金額	摘要
情報更新業務費								
	管理技術者			人	27.0			NO.1単価表
	入力従事者			人	482.0			NO.2単価表
直接業務費								
諸経費				式	1.0			
情報更新業務費								

# 水道マッピングシステム入力業務委託 仕様書

## 第1章 総則

### 1 適用

本仕様書は、福山市上下水道局（以下「局」）が構築した福山市水道マッピングシステム（以下「システム」）の管路情報等のデータ入力業務に適用する。

### 2 目的

本業務は、既に構築されているシステムのデータについて、年間を通じて随時更新することにより、図面・台帳類及び各種情報の一元化を図るとともに、管路の維持管理及び更新計画策定等の業務において最新のマッピング情報を活用することで、安定的な市民サービスの提供や災害発生時における迅速かつ的確な対応の実現を目的とする。

### 3 義務

本業務の遂行にあたって受注者は、発注者と打合せ・協議等において綿密な連携をとり、適切なデータ更新を実施して成果品を遅延なく作成しなければならない。

また、本仕様書及び関連する法令を遵守しなければならない。

### 4 履行期間

履行期間は、2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までとする。

### 5 業務体制

#### （1）管理技術者

受注者は、管理技術者を定め秩序正しい業務を行わせるとともに、本業務の履行・管理等全般にわたり指揮監督を行わなければならない。

管理技術者は、システムの情報更新に関する経験と知識の豊富な実績を有する人材を配置すること。

管理技術者は、別途貸与されるシステムの操作マニュアルを熟知し、発注者から業務内容の説明を受け、入力従事者に対して指導を実施すること。また、管理技術者は、入力従事者に対して、適宜、システムに関する操作研修を実施すること。

管理技術者は、2週に1回以上入力従事者の労働状況を確認し、適切な管理を行うこと。

#### （2）入力従事者

受注者は、発注者の指定する作業場所において管理技術者の指示に基づき、入力業務にあたる入力従事者を別途定める作業時間に常時2名配置すること。やむを得ない事情

により、2名配置が困難な状況が発生した場合は、受注者は発注者と協議すること。

## 6 作業場所・使用機器

業務を行う場所は、発注者の施設内とし、受注者の作業者は設置してある機器等（詳細は次章のとおり）を使用し入力業務を行う。

この際、発注者所有の財物に通常使用範囲（経年劣化を含む）を超える損傷を与えた場合、受注者の責任において修復するものとする。

また、文具類等事務用品については、受注者が準備するものとする。

## 7 作業時間等

作業時間は、原則として平日の8時30分から17時15分までの間とし、閉庁日には作業を行わないこととする。上記の時間以外においてやむを得ない事情により作業を行う必要が生じた場合は、発注者と受注者が協議して、作業時間等を決定することとする。

## 8 個人情報の保護

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。契約終了後、又は解除された後においても同様とする。

## 9 業務数量

契約期間での業務数量（予定）は次章のとおりである。受注者はその業務数量相当について契約期間内に作業完了する責務を負う。また、作業時間内において当該業務が完了した場合、作業時間を超えない範囲において、業務数量を追加するものとする。

## 10 作業心得

受注者は、業務中においては身分証明書を常時着用するとともに、局職員や来庁者の業務の妨げとならないよう、注意した対応を心がけなければならない。

## 11 業務引継ぎ

本業務委託完了の次年度業務受注者に対する業務引継ぎは、本業務受注者の責任において履行期間内に行うものとする。

なお、業務引継ぎ実施による委託費用は見込まない。

## 12 疑義

本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

## 第2章 業務の詳細

### 1 業務数量

本業務における実施数量（予定）は、次のとおりとするが、詳細は、協議の上決定するものとする。

項目	業務概要	概数
1	配水管布設工事竣工図面のマッピング入力（描画及び属性登録等）・ファイリング・完了チェック	約 120 件/年
2	給水装置工事申請書類のマッピング入力（描画及び属性登録等）・ファイリング・完了チェック	約 4,000 件/年
3	給水管管理票及び配水管管理票のマッピング入力（描画及び属性登録等）・ファイリング・完了チェック	約 3,500 件/年
4	バルブ位置図のマッピング入力（属性登録等）・ファイリング・完了チェック	約 1,200 か所/年
5	寄付申込書のマッピング入力（描画及び属性登録等）・ファイリング・完了チェック	約 10 件/年
6	工業用水道管及び県用水送水管のマッピング入力（描画及び属性登録等）・ファイリング・完了チェック	約 10 件/年
7	試掘結果の配管情報入力・ファイリング・完了チェック	約 500 件/年
8	バルブ情報入力（描画及び属性登録等）・ファイリング	約 5,000 件/年
9	事前協議録・苦情処理票のマッピング入力（描画及び属性登録等）・ファイリング・完了チェック	約 300 件/年
10	配管情報入力業務（管路へ維持管理用情報を入力）	約 3,600 件/年
11	過去図面の再ファイリング及びチェック	約 1,000 件/年
12	弁栓類点検結果の入力（属性登録等）	約 3,600 件/年
13	その他（面レイヤ入力修正・その他情報入力修正等）	約 300 件/年

### 2 貸与機器・資料

データベースの更新作業に必要な機器・資料については、発注者が受注者に貸与するものとする。なお、詳細は次のとおりである。

#### (1) 貸与機器

A0スキャナ 1台・A3スキャナ 1台・ノート型パソコン 2台・モニター 2台・カラープリンター 1台

#### (2) 貸与資料

配水管布設工事竣工図・給水装置工事申請書類・給水管管理票・配水管管理票・バルブ位置図・寄付申込書・未登録竣工図・個人管台帳・弁栓類点検記録票・その他の資料

### 3 主な属性入力項目

システム内の主な属性入力項目は、次のとおりである。

種別	属性項目名	データ型	参照資料	備考
導水管	布設年度	整数	竣工図	
	管種	整数	竣工図	システム必須
	口径	実数	竣工図	システム必須
	財産区分	整数		
	竣工図番号	文字列		ファイリング連動キー
送水管	布設年度	整数	竣工図	
	管種	整数	竣工図	システム必須
	口径	実数	竣工図	システム必須
	財産区分	整数		
	竣工図番号	文字列		ファイリング連動キー
配水管	布設年度	整数	竣工図	
	管種	整数	竣工図	システム必須
	口径	実数	竣工図	システム必須
	財産区分	整数		
	竣工図番号	文字列		ファイリング連動キー
	個人管台帳番号	文字列		ファイリング連動キー
	寄付番号	文字列		
バルブ	操作情報	文字列	竣工図	
	開方向	整数		
	バルブ番号	文字列		ファイリング連動キー
消火栓	消火栓番号	文字列		ファイリング連動キー
	消火栓形式	整数		
	消火栓区分 (財産)	整数		
メーター	水栓番号	文字列		ファイリング連動キー

### 4 データチェック

作業完了後、登録ミス等がないかを受注者内で、十分にチェックする。

### 5 図面等の検査

委託業務で作成される各種成果品については、随時、発注者の確認を受けなければならない。確認の結果、誤りがある場合は、直ちに修正しなければならない。

## 6 その他

### (1) 作業準備

作業準備については、準備期間を特別設けていないため、2026年（令和8年）4月1日から作業が行えるように、事前に対応をしておくこと。

なお、作業準備には、システムの操作マニュアルの熟知や前年度業務受注者からの引継ぎを含むものとする。

### (2) 履行報告

受注者は、日々の業務内容を記録し、別に定める様式(案)により毎月、履行報告を行わなければならない。ただし、様式については業務内容に合わせて作成したものでもよいこととする。

### (3) 業務委託完了通知書

受注者は、毎月の業務完了後すみやかに、業務委託完了報告書を提出しなければならない。

### (4) 検査

発注者は、業務委託完了報告書に基づき検査を行うものとする。

### (5) 業務委託料の支払

①業務委託料は、毎月支払うものとする。なお、毎月の支払額については、契約金額を月別業務日数に応じて案分した額とする。ただし、端数については2027年（令和9年）3月で調整を行うこととする。

②受注者は、上記の検査に合格したときは、所定の様式による請求書を速やかに発注者に提出しなければならない。

③発注者は、上記により請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。